

第 239 号

(今あることに感謝をし、誠の心を持って行動する)

きゃっちぼーる

前田勝昭公認会計士事務所  
 名古屋市中区金山 1-14-18 金山センターブレイス 5 F  
 052 (332) 6086 Fax 052 (332) 6096  
<http://www.maeda-cpa.com/>

平成 23 年 5 月 10 日

## 前田の ちょっと経営を考えよう 第 238 回

大地震につき、原発事故の悲劇、そして日本人の底力と優しさの再認識、一方では政府、東電の無知と管理能力のなさの再認識。

いったい日本はこれから凋落するのか、それとも再度復活するのか、大変な分岐点にかかっていますね。

さて昔から、「戦争(非常時)においては、いたずらに多くの人間がいたからといってなにもならない。一人の能力のある人間こそすべてである」「指揮の統一は戦争(非常時)において最も重要である」と言われています。

まさに今がその非常時なのですが・・・

また同じように「9割」の会社が社長で決まる」と言われます。

知恵、能力なき社長は会社を潰してしまいます。社員にとったらつらいですね！！

そこで自己の能力を高めるためのルールを少し下記します。

こんな時ですからこそ学んで会社を継続させてください。

社長は社員、そして株主に約束をして自らを追い込むべきです(経営方針も重要です)

節約グセをつけなさい

利益の 50%以上を未来の投資(教育、開発、情報入手へ向けなさい)

できるだけ会議には出て、5分間だけ話をしましょう

人は育てるのではなく、人が育つ環境を作りなさい

人間は育ち方が大切です、社員を見るとき育ち方に注意しましょう

やはり現場主義は大切、とにかく現場へ足を運びましょう

社員との対話を必ず行ってください

社長は少なくとも過去 5 年分の決算数字を頭に入れておきましょう

人間は暇になると腐ります、必ず課題を与えましょう

以上

## 前田の《今人生を語る》第 143 回

めざめよ日本人<sup>66</sup>

日本全体が復活を遂げるために！！

今こそ日本人同士の精神的な連携、絆の回復が必要です。

そして震災の現場で国のために命を差し出す覚悟で事に当たってくれている人々に心から感謝をし、思いを寄せること。

さらに政治が責任を強く自覚すること。

そしてさらに我々も覚悟を持つこと・・・が必要ですね。

1. 個人の方が義援金等を寄付した場合  
 個人の方が義援金等を寄付した場合には、その義援金等が「特定寄付金」(\*1)に該当するものであれば寄付金控除の対象となります。

2. 法人が義援金等を寄付した場合  
 法人が義援金等を寄付した場合には、その義援金等が「国又は地方公共団体に対する寄付金」「指定寄付金」(\*2)に該当するものであれば、支出額の全額が損金の額に算入されます。

(\*1)(\*2) 例えば、次に掲げる義援金等が該当します。

国又は地方公共団体に対して直接寄付した義援金等

日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座へ直接寄付した義援金、新聞・放送等の報道機関に対して直接寄付した義援金等で最終的に国又は地方公共団体に拠出されるもの

社会福祉法人中央共同募金会の「各県の被災者の生活再建のための義援金」「地震災害におけるボランティア・NPO活動支援のための募金」として直接寄付した義援金等

(上記以外の義援金等については、寄付先によって取扱いが異なる場合がありますのでご注意ください)

## 手続

個人が適用を受けるためには、確定申告書に寄付金控除に関する事項を記載するとともに、義援金等を寄付したことが確認できる書類(\*3)を申告書に添付するか、申告書提出の際に提示する必要があります。

法人が適用を受けるためには別表 1 4 (2)を記載し、義援金等を寄付したことが確認できる書類(\*3)を保存する必要があります。

(\*3) 次の書類

国や地方公共団体の採納証明書、領収書、募金団体が発行する預り証など

郵便振替で支払った場合の半券、銀行振り込みで支払った場合の振込票の控え(振込口座が義援金の受付専用口座である場合に限り)この場合には、募金要綱・募金団体のホームページ写しなど義援金の受付専用口座であることが分かる資料も併せて用意する必要があります。

## 法人税関係

## 3. 被災された取引先に対する寄付

法人が、被災した取引先に対し、被災前の取引関係の維持・回復を目的として、災害を受けた取引先が通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間において支出する災害見舞金は、交際費等に該当せず損金に算入されます。

(租税特別措置法通達(法人税編)61の4(1)-10の3)

## 4. 自社製品を被災者に提供した場合

法人が、不特定又は多数の被災者を救援するために緊急に行う自社製品等の提供に要する費用は、寄付金または交際費等には該当せず、広告宣伝費に準ずるものとして損金に算入されます。

(法人税基本通達 9-4-6 の 4 租税特別措置法通達(法人税編)61の4(1)-10の4)